

公共建築設計意図伝達業務委託仕様書
(共通仕様書・特記仕様書)

公共建築設計意図伝達業務委託共通仕様書

第1章 総則

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、営繕工事に係る設計意図伝達業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計意図を施工者等に伝達する業務をいうものとし、以下「意図伝達業務」という。）の委託に適用する。
- (2) 設計意図伝達仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、設計意図伝達仕様書の間に相違がある場合、その優先順位は、次のアからエの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 特記仕様書
 - エ 共通仕様書
- (3) 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計意図伝達仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、鳥取県知事又はその権限を委任された者をいう。
- (2) 「受注者」とは、意図伝達業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき発注者が定めた者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
- (4) 「検査職員」とは、意図伝達業務の完了の検査に当たって、契約書第25条の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「対象工事」とは、当該意図伝達業務の対象となる工事をいう。
- (7) 「請負者等」とは、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (8) 「指導監督員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、発注者が定めた総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (9) 「現場担当技術者」とは、意図伝達業務を行ううえで工事現場における技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者をいう。
- (10) 「統括責任者」とは、現場担当技術者を統括して意図伝達業務にあたる者で、受注者が定めた者をいう。
- (11) 「契約図書」とは、契約書及び設計意図伝達仕様書をいう。
- (12) 「設計意図伝達仕様書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (13) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
- (14) 「共通仕様書」とは、各意図伝達業務に共通する事項を定める図書をいう。
- (15) 「特記仕様書」とは、当該意図伝達業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (16) 「現場説明書」とは、意図伝達業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該意図伝達業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (17) 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (18) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

- (19)「業務報告書」とは、履行の報告に係る報告書をいう。
- (20)「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (21)「指示」とは、調査職員若しくは指導監督員（以下「調査職員等」という。）又は検査職員が受注者に対し、意図伝達業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (22)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (23)「通知」とは、発注者若しくは調査職員等が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員等に対し、意図伝達業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (24)「報告」とは、受注者が調査職員等に対し、意図伝達業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (25)「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (26)「承諾」とは、受注者が調査職員等に対し、書面で申し出た意図伝達業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により同意することをいう。
- (27)「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (28)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (29)「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (30)「提出」とは、受注者が調査職員等に対し、意図伝達業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (31)「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、意図伝達業務の確認をすることをいう。
- (32)「打合せ」とは、意図伝達業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者、統括責任者又は現場担当技術者が調査職員等又は請負者と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- (33)「協力者」とは、受注者が意図伝達業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計意図伝達業務の範囲

設計意図伝達業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- (1) 一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添一第1項第3号に掲げるものとする。
- (2) 追加業務の内容及び範囲は特記による。
- (3) 鳥取県総務部工事監理等業務処理基準により業務を行うものとする。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に意図伝達業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者又は統括責任者が意図伝達業務の実施のため調査職員等との打合せを開始することをいう。

2 適用基準等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3 調査職員

- (1) 発注者は、意図伝達業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うも

のとする。

- (3) 調査職員の権限は、契約書第8条第2項に定める事項とする。
- (4) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員はその指示等を行った後7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

4 管理技術者

- (1) 受注者は、意図伝達業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。また、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (4) 管理技術者に委任できる権限は、契約書第9条第2項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員等は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- (5) 管理技術者は、調査職員等が指示するところにより、関連する他の意図伝達業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

5 統括責任者及び現場担当技術者

- (1) 受注者は、統括責任者及び現場担当技術者（以下「統括責任者等」という。）を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 統括責任者等は、契約図書等に基づき、工事現場における業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 統括責任者等の資格要件は、特記仕様書による。また、統括責任者等は、日本語に堪能でなければならない。

6 指導監督員及び請負者等

発注者は対象工事の指導監督員及び請負者等を受注者に通知するものとする。

7 軽微な設計変更

設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係で、又は調査職員等の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、請負者等に対して指示すべき事項について調査職員等に報告する。

8 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員等を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員等の承諾を受け、登録されることを証明する資料を調査職員等に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員等に提出しなければならない。

9 打合せ及び記録

- (1) 意図伝達業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者等と調査職員等は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- (2) 意図伝達業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、統括責任者等と調査職員等は打合せを行うものとし、その結果について、統括責任者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受注者が請負者等と打合せを行う場合には、事前に調査職員等の承諾を受けることとする。また、受注者は請負者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに調査職員等に提出しなければならない。

10 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員等に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務一般事項
 - イ 業務工程計画
 - ウ 業務体制
 - エ 業務方針上記事項のうちイについては、対象工事の請負者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、エの内容については、事前に調査職員等の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員等に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 調査職員等が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

11 資料の貸与及び返却

- (1) 調査職員等は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査職員等に返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

12 関係機関への手続き等

- (1) 受注者は、意図伝達業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、意図伝達業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を調査職員等に報告する。

13 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、意図伝達業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

14 検査

- (1) 受注者は、契約書第25条第1項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了報告書の提出をもって業務の完了を通知する。また受注者は、業務の完了を通知する時までに、契約図書により義務付けられた業務報告書及び調査職員等が指示した書類等の整備を完了し、調査職員等に提出しておかななければならない。
- (2) 発注者は、意図伝達業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受注者は、検査に必要な書類等を整備しなければならない。
- (3) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、意図伝達業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

15 債務不履行に係る履行責任

- (1) 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかにその履行をしなければならない。
- (2) 検査職員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。
- (3) 検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合には、その履行の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- (4) 検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第25条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

16 条件変更等

- (1) 契約書第14条第1項第5号に定める「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- (2) 調査職員等が、受注者に対して契約書第14条、第15条及び第17条に定める設計意図伝達仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

17 契約内容の変更

- (1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、意図伝達業務委託契約の変更を行うものとする。
 - ア 業務委託料の変更を行う場合
 - イ 履行期間の変更を行う場合
 - ウ 調査職員等と受注者が協議し、意図伝達業務遂行上必要があると認められる場合
 - エ 契約書第24条の規定に基づき業務委託料の変更に代える意図伝達仕様書の変更を行う場合
- (2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - ア 前項の規定に基づき調査職員等が受注者に指示した事項
 - イ 意図伝達業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - ウ その他発注者又は調査職員等と受注者との協議で決定された事項

18 履行期間の変更

- (1) 発注者は、受注者に対して意図伝達業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書第18条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務工程を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (3) 契約書第19条の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務計画書に記載の業務工程表を修正し提出しなければならない。

19 一時中止

- (1) 契約書第16条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、意図伝達業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - ア 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、意図伝達業務の続行を不相当と認めた場合
 - イ 環境問題等の発生により意図伝達業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - ウ 天災等により意図伝達業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員等の指示に従わない場合等、調査職員等が必要と認めた場合には、意図伝達業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

20 発注者の賠償責任

- 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。
- ア 契約書第22条に定める一般的損害、契約書第23条に定める第三者に及ぼした損害に

- ついて、発注者の責に帰すべきものとされた場合
イ 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

2.1 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- ア 契約書第22条に定める一般的損害、契約書第23条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
イ 契約書第28条に定める債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合

2.2 再委託

- (1) 契約書第7条第1項に定める「指定した部分」とは、意図伝達業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書第7条第2項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)、(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行い、協力者との関係を明確にするものとする。
なお、協力者は、原則として鳥取県測量業務等指名競争入札参加資格者のうち県内の事業者とする。協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
また、再委託する場合には、共通仕様書及び建築設計業務委託特記仕様書を協力者へ提示するとともに、適正な金額で再委託契約を行わなければならない。
再委託の契約を締結した場合は、委託金額が記載されている契約書等の写しを提出しなければならない。
- (5) 受注者は、協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員等に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、意図伝達業務を再委託に付する場合には、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し意図伝達業務の実施について適切な指導及び管理のもとに意図伝達業務を実施しなければならない。
また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。
なお、協力者は、鳥取県建築関係建設コンサルタント業務指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

2.3 守秘義務

受注者は、契約書第6条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。